

# 子育てあんしんネットワーク基金

---

次代を担う児童、少年が健やかに育っていくため、子育て支援を定期的かつ日常的に継続している活動に対し助成を行い、子育てしやすい地域社会の創造に寄与することを目的とします。



一般社団法人 日本海新聞ふるさと創り事業団

## 「子育てあんしんネットワーク基金」実施要項

### ■主催

一般社団法人 日本海新聞ふるさと創り事業団

### ■助成の目的

次代を担う児童、少年が健やかに育っていくため、子育て支援を定期的かつ日常的に継続している活動に対し助成を行い、子育てしやすい地域社会の創造に寄与することを目的とします。

### ■助成の内容

#### (1) 助成対象となる団体

日本海新聞発行エリア内で活動し、助成申請時点で1年以上の活動実績があり、原則として月に1回以上の定例活動日を定め継続して運営しているNPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体など 非営利活動・公益事業を行う団体。

#### (2) 助成対象となる活動

##### ①子育て中の保護者等に対し支援を行う活動

- 親子の集い、世代間交流などの交流事業
- 男性の育児参加、育児中の母親の社会復帰のための事業
- 体験活動など子ども育成事業
- 子育て応援マップ、子育て情報誌の発行などの情報提供事業
- その他、子どもが健やかに育つうえで効果的と認められる支援事業

##### ②対象外となる活動

- 営利を目的とする活動
- 県や市町村などの行政、教育機関が主催、主導する活動
- 2年連続で助成を受けた活動及び団体

#### (3) 助成対象となる経費

- 外部講師への謝礼、交通費（自団体会員分などの内部委託は対象外）
- 子育て支援活動に直接必要な物品購入費
- 会場使用料
- 視察、研修等に必要な旅費交通費、施設利用料等
- チラシ等の製本印刷費
- チラシ、情報誌等の発送経費（切手、はがき、宅配便等）
- 事業活動時の託児費用、賠償責任保険等

#### (4) 助成金額

事業規模により 10 万円を上限に必要経費を助成します。なお事業の実施に伴い収益がある場合には、当該金額を控除するものとします。

- ・年間の助成総額は上限 300 万円。ただ、必ずしも上限額助成するものではない

#### (5) 活動の対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

#### (6) 申し込み受付期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日

- ・活動の対象期間内で終了した事業も可
- ・当日消印有効

### ■助成団体等の選考

#### ①選考方法

「日本海新聞ふるさと創り事業団 子育てあんしんネットワーク基金」運営委員会の審議を受けて、助成団体及び助成金額を決定します。

#### ②決定通知

選考結果は、令和 6 年 6 月 30 日までに、全ての申請団体等へ採用・不採用についてご通知します。

### ■助成金の交付

事業終了後 1 ヶ月以内に、報告書、決算書を当事業団に提出して頂き、当運営委員会で審査の上、助成金額を決定し交付します。

### ■助成金の取消及び返還

助成金の交付が決定した受給団体等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の取り消しや交付した助成金の返還を求めることがあります。

- 申請内容に大幅な変更が生じた場合
- 必要書類の提出されなかった場合
- 虚偽の申請や報告をした場合
- 助成金を、その目的以外のために使用したとき

## ■その他

当事業団の助成を受けて実施する事業の案内や告知、あるいは成果発表や成果刊行物を発行する際は、「日本海新聞ふるさと創り事業団助成事業」である旨を明記願います。

## ■個人情報の取り扱い

当事業団がこの助成に関連して取得する個人情報は、応募受付から、選考、採否決定通知、助成金交付など助成選考に関する一連の業務に必要な範囲に限定して利用します。

当事業団は、助成が決定した場合、助成対象者、助成事業等の内容に関する情報を日本海新聞並びに当事業団ホームページにおいて公開するほか、助成事業の実施状況を日本海新聞紙上に掲載します。

## ■応募方法

新日本海新聞社各本支社に備え付けの当事業団所定「助成金申請書」に必要事項を記入し、受付期限までに以下の宛先に提出してください。

なお助成申請書は当事業団ホームページからダウンロードも可能。

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137

「日本海新聞ふるさと創り事業団 子育てあんしんネットワーク基金」事務局

URL <http://www2.nnn.co.jp/furusato/> 電話 0857-21-2886

